

改訂

人権施策を総合的に推進するための 高槻市行動計画 (人権施策推進プラン)

～一人ひとりの人権が尊重され、
誰もが自分らしく、いきいきと暮らせる社会の実現
に向けて～

平成23年(2011年)3月

高槻市

- は じ め に (改訂にあたって) -

人権および自由を尊重し、確保するためのすべての人と国が達成すべき共通の基準を宣言した「世界人権宣言」の第1条には、「すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利について平等である。人間は、理性と良心とを授けられており、互いに同胞の精神をもって行動しなければならない。」と定めています。この宣言が採択されてから 60 有余年を経て、時まさに 21 世紀は人権の世紀と言われている。

わが国においては憲法で、「国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない。この憲法が保障する基本的人権は、侵すことができない永久の権利として、現在および将来の国民に与えられる」と謳われています。

本市におきましては、すべての行政分野において、総合的に人権施策を推進していくための基本方向を示す『高槻市人権施策基本方針』を具体化した「人権施策を総合的に推進するための高槻市行動計画」(人権施策推進プラン)を平成 17 年 3 月に策定し施策を推進し、人権尊重のまちづくりを目指しているところです。また、国際化の進展と相俟って、平成 21 年 3 月には、外国人市民が地域の一員として暮らしやすいまちづくりを目指す『高槻市多文化共生施策推進基本指針』を策定しました。

近年の社会の情報化や児童虐待の増加や情報化社会を反映したインターネットを利用した誹謗中傷、経済情勢の変化による貧困など新たな人権課題も生じています。

このため、策定後、5 年が経過した改訂前プランの課題・成果を整理するとともに、多文化共生に係る施策を本プランに盛り込むなど、なお一層の命の尊さや人間の尊厳が大切にされるとともに、生きがいのある人生を創造できる自由、平等で公正な社会の実現に向け、人権施策の見直しを行いました。

今後とも、本プランを的確に実施することにより、一人ひとりの人権が尊重され、誰もが自分らしく、いきいきと暮らせる社会を実現し、差別と偏見がなく、すべての市民が互いを尊重する社会の推進に向け、より一層の取組みを進めてまいりたいと考えております。

平成 23 年 (2011 年) 3 月

高槻市長 奥 本 務

- 目 次 -

第1章 改訂行動計画の基本的な考え方	
1 前期行動計画の改訂の必要性	1
2 人権施策の基本理念	3
3 人権施策が目指す高槻市の方向	3
4 人権施策展開への考え方	4
5 改訂行動計画の期間	8
6 改訂行動計画のフォロー体制	8
第2章 前期行動計画の改訂の背景	
1 第5回高槻市人権意識調査と当事者団体の意見	9
(1) 関心のある人権問題	9
(2) 女性の人権について	11
(3) 子どもの人権について	13
(4) 高齢者の人権について	15
(5) 障害者の人権について	17
(6) 性差別に関する考えについて	18
(7) 同和問題について	20
(8) 在日外国人の人権について	23
(9) 人権問題について	26
2 前期行動計画の成果と課題	29
第3章 人権施策の具体的な取組み	
人権施策の体系	31
1 人権教育・人権啓発の推進	32
(1) 人権教育	32
『基本的方向』 学校教育における人権教育の推進	34
『基本的方向』 社会教育における人権学習の推進	37
(2) 人権啓発	43
『基本的方向』 市民・企業等への啓発	44
『基本的方向』 各種団体等の啓発活動への支援	52
(3) 人権研修	54
『基本的方向』 人権に配慮した職務の遂行のための人権研修等	54
2 人権擁護・保護機能の充実	57
『基本的方向』 人権相談体制の充実	58
『基本的方向』 擁護・保護機能の充実	60
『基本的方向』 専門機関との協力体制の推進	63

3	社会全体での協働による取組みの推進	-----	65
	『基本的方向』 N P O等多様な主体との協働の推進	-----	66
	『基本的方向』 団体との協議の場の設定	-----	69
	『基本的方向』 企業の自主的な取組みへの支援	-----	70
	『基本的方向』 地域との密着した連携・協働体制の推進	-----	71
	人権施策体系に基づく具体的な諸事業一覧表	-----	77
第4章 改訂行動計画の推進体制			
1	市内での推進体制	-----	79
2	国、府、近隣自治体との連携体制	-----	79
用語解説			----- 80
資料編			
資料1	世界人権宣言	-----	81
資料2	国連が中心となって作成した人権関係諸条約一覧	-----	85
資料3	日本国憲法(抄)	-----	86
資料4	人権教育及び人権啓発の推進に関する法律	-----	88
資料5	高槻市人権尊重の社会づくり条例	-----	90
資料6	高槻市多文化共生施策推進基本指針の体系	-----	92